

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ、さーちずまえばし)

前橋市のハザードマップ等によると、前橋商工会議所が立地する日吉町周辺においては 0.5 m未満の浸水が想定されているが、前橋駅周辺、国道 50 号線沿いの中心市街地においては、地形により浸水被害は想定されていない。しかし、市内を流れる利根川・桃ノ木川・荒砥川等の周辺では、大雨等による洪水などの水害が発生する危険性が高まっており、物流企業が集積している下川渕地区では 5~10m未満、岩神地区のグリーンドーム前橋周辺では市内最大の 10~20m未満の浸水被害が想定されている。

前橋東部商工会が立地する鼻毛石町周辺においては、浸水は予想されていないが、地域内の荒砥川流域においては、「0~0.5m 未満の浸水」「0.5m~3.0m 未満の浸水」が想定されている。

富士見商工会が立地する周辺においては、浸水は予想されていないが、地域内の赤城白川流域においては、「0~0.5m 未満の浸水」「0.5m~3.0m 未満の浸水」が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ、さーちずまえばし)

前橋市のハザードマップ等によると、区域を流れる川の一部において「土石流危険区域」に指定されており、上流においては「土砂災害警戒区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」となっている。また、赤城山山間部の一部においては急傾斜地の崩壊による土砂災害発生のおそれのある土砂災害特別警戒区域が指定されている。また、企業が集積は見られないものの、利根川沿いの一部が同区域となっており、災害発生時は大きな被害が懸念される。

(地震：J-SHIS)

前橋市は深谷断層帯の周辺部に位置するため、最大震度 6 強の地震発生が想定される。地震ハザードステーションによると、今後 30 年間に震度 6 弱以上の地震が発生する可能性は 6.5% (2023 年度) となっている。

また、前橋市総合防災マップによると地域に与える断層として「関東平野北西縁断層帯主部」「片品川左岸断層」「太田断層」が想定されており、震度 5 弱~震度 6 強の揺れが予想されている。

(災害による被害発生状況)

前橋市は、利根川や広瀬川、桃ノ木川等が流れ、古くから水害が多発しており、1947年のカスリーン台風では、赤城白川、荒砥川で大雨による大規模な土石流が発生し、大きな被害が発生した。また、近年の風水害の発生状況をみると、ゲリラ豪雨や、雷雨に伴う集中豪雨による浸水害が増加しており、発生時期は6~10月に集中している。

2019年(令和元年)10月11日~12日にかけて通過した台風19号では、1日に230mmを超える降水により避難勧告が発令され、宮城地区、富士見地区を中心に、土砂流入等により100件を超える被害が発生している。

雪害に関しては、2014年(平成26年)2月14日~15日にかけて、観測史上最大となる積雪量73cmの大雪を記録し、住家、事業所等に15,000件以上の被害を与えた。

火山災害に関し、前橋市に大きな被害を与えた活火山は、赤城山、榛名山、浅間山であるが、浅間山に関してはやや活発な火山性地震活動を継続している。赤城山、榛名山では

その傾向が見られないが、災害リスクは潜在している。

(サイバー攻撃による被害発生状況)

サイバー攻撃に関しては、2018年4月4日に前橋市教育委員会が保有するサーバーに対して攻撃を受けて、前橋市の市立学校の小中学生らの個人情報約45,000件が漏えいした。

(感染症による被害発生状況)

前橋市は2020年(令和2年)3月から感染症法上の5類感染症に移行した2023年(令和5年)5月8日までに感染した累計数は78,600人を超え、死亡累計数195人を数える。5類に移行した後も新しい型が発生しており、今後も感染症リスクは大きく残っている。

(その他)

「水防法」及び「前橋市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例」の規定により、浸水想定区域内にある工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものについては、当該施設の所有者又は管理者からの申出に応じて当市が前橋市地域防災計画に名称及び所在地を定めることによって、浸水防止計画の策定、訓練の実施及び自衛水防組織の設置に努める必要が生じる。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 13,083 人
- ・小規模事業者数 9,729 人

【内訳】 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」より

業種	商工業者数			小規模事業者数			備考	
	会議所	東部	富士見	会議所	東部	富士見		
商 工 業 者	農林漁業	81	69	33	55	61	29	
		183			145			
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	1	0	0	1	0	
		1			1			
	建設業	1,286	215	152	1,203	208	149	市内に広く分布している
		1653			1,560			
	製造業	733	139	54	554	113	47	市内に複数ある工業団地に集積している
		926			714			
	電気・ガス・熱供給・水道業	31	11	1	26	11	1	
		43			38			
	情報通信業	160	4	1	96	1	1	
		165			98			
	運輸業、郵便業	235	36	3	134	27	2	
		274			163			
卸売業、小売業	3,139	217	115	1,828	151	77	市内に広く分布している	

	3,471			2,056			
金融業、保険業	304	10	4	225	9	4	
	318			238			
不動産業、物品賃貸業	1,034	24	9	987	5	9	
	1,067			1,001			
学術研究、専門・技術サービス業	733	30	13	527	25	12	
	776			564			
宿泊業、飲食サービス業	1,357	72	56	878	50	45	市内に広く分布している
	1,485			973			
生活関連サービス業、娯楽業	1,179	112	52	1,039	103	45	市内に広く分布している
	1,343			1,187			
教育、学習支援業	383	17	18	308	15	17	
	418			340			
医療・福祉	236	17	7	207	15	7	
	260			229			
複合サービス業	46	3	1	35	2	0	
	50			37			
サービス業	540	68	42	294	50	27	
	650			371			

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・前橋市地域防災計画の策定、『前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画』の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄（指定避難所等）、関係機関や企業等と災害時応援協定締結
- ・防災行政無線、防災ラジオ、緊急速報メール、SNS等による防災情報の発信
- ・地域自主防災組織の結成、訓練の促進
- ・要配慮者施策の推進

2) 商工会議所及び商工会の取組

- ・「事業継続計画」の策定
- ・自然災害発生時の会員被災情報の収集および行政等への報告
- ・事業者BCPに関する国の施策周知
- ・事業者BCP策定支援セミナーの開催
- ・各保険会社と連携した会員限定の損害保険等への加入促進
- ・防災備品（非常食、懐中電灯、救急道具、毛布等）を備蓄
- ・定期的に消防・避難訓練を実施しているほか、前橋市が実施する「前橋シェイクアウト」等への参加
- ・前橋市、東京海上日動火災保険(株)群馬支店、前橋商工会議所の3者による事業継続力強化支援にかかる連携協定締結

II 課題

- ・災害発生時の対応について、行政や関係機関との協力体制の構築を行ってきたが、自然災害のみならず感染症やサイバー攻撃など多様化するリスクに対応するため、役割の明確化や具体的な対応等について再整備し共有する必要がある。
- ・管内企業への啓蒙及び支援活動を行ってきたが、BCP あるいは事業継続力強化計画の策定件数は十分とは言えず、より一層の啓蒙活動の強化が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時における連絡体制を円滑に行うため、本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・前橋市、前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会の間の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員及び職員による巡回等において、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・各団体の会報誌や市広報、ホームページ、メールマガジンや SNS 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、保険制度の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、保険制度の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・サイバーリスクについては、いつでも被害にあう可能性があるため、有益な情報（サイバーセキュリティサービスや保険制度パンフレットなど）の提供を行い、万が一に平時から備えるよう周知する。

2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成

- ・前橋商工会議所は 2015 年に、前橋東部商工会は 2018 年に、富士見商工会は 2018 年に「事業継続計画」を策定（別添）した。

3) 関係団体等との連携

- ・前橋市、東京海上日動火災保険(株)群馬支店、前橋商工会議所の 3 者による事業継続力強化支援にかかる連携協定に伴う事業者の事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・東京海上日動火災保険(株)及びぐんま共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険制度の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催・周知協力依頼を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会、前橋市等において協議を行い、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（2019 年台風 19 号・震度 6 弱の地震等と同規模）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 24 時間以内に職員の安否報告等を行う。

（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会と前橋市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、関係各機関と速やかに情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全
-----------	--

	壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

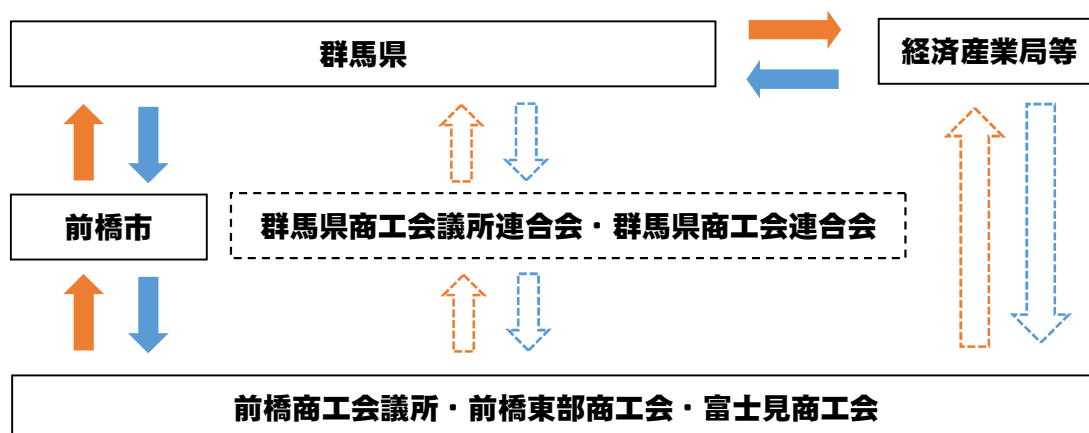
発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する（最低、1週間に1回）
1ヶ月以降	適宜、共有する

- ・当市で取りまとめた『前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画』を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、前橋市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当市が情報を共有した上で、市が群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（国（あるいは各上部団体）の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」等について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

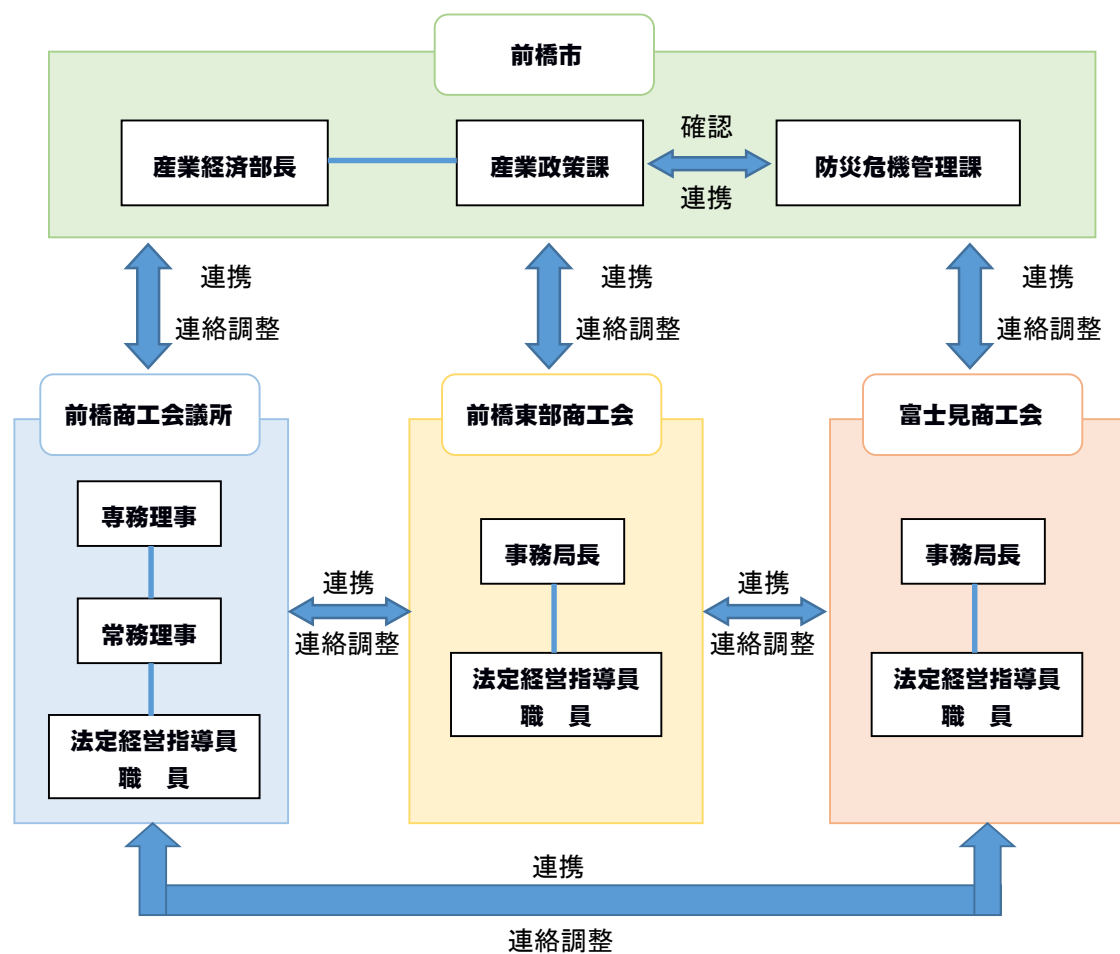
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2024年1月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

前橋商工会議所	経営指導員	須田 憲人、牧野 友也 (連絡先は後述 (3) ①参照)
前橋東部商工会	経営指導員	関口 聡 (連絡先は後述 (3) ②参照)
富士見商工会	経営指導員	青木 義彦 (連絡先は後述 (3) ③参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行

- ・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①前橋商工会議所

前橋商工会議所 経営支援部

〒371-0017 前橋市日吉町1-8-1

TEL 027-234-5115 / FAX 027-234-8031 E-mail keieishienbu@maebashi-cci.or.jp

②前橋東部商工会

〒371-0224 前橋市鼻毛石町1-4-26-1

TEL 027-283-2422 / FAX 027-283-7103 E-mail maeto-s@myg.or.jp

③富士見商工会

〒371-0103 前橋市富士見町小暮1-0-4-1

TEL 027-288-2593 / FAX 027-288-4889 E-mail fujimi-shoko-dune.ocn.ne.jp

④関係市町村

前橋市役所 産業政策課

〒371-8601 前橋市大手町2-1-2-1

TEL 027-898-6983 / FAX 027-224-1188 E-mail kougyou@city.maebashi.gunma.jp

(4) 被害情報等報告先

群馬県産業経済部産業政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-3320 / FAX 027-223-7875 E-mail sangyo@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・専門家派遣 (個者支援を想定)	100	100	100	100	100
・協議会運営費 (年2回開催予定)	20	20	20	20	20
・セミナー開催費 (年1回開催予定)	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成費 (セミナー案内や啓蒙資料)	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、前橋市補助金、 県補助金 、事業収入 等 前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会で必要な資金を按分し、負担する

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>【前橋商工会議所】</p> <ul style="list-style-type: none">・東京海上日動火災保険株式会社群馬支店 支店長 三原 二郎住所 前橋市本町2-13-11 前橋センタービル <p>【前橋東部商工会、富士見商工会】</p> <ul style="list-style-type: none">・ぐんま共済協同組合 理事長 田部井 俊勝住所 前橋市石倉町4-9-10
連携して実施する事業の内容
<p>【前橋商工会議所】</p> <ul style="list-style-type: none">①小規模事業者に対する災害リスクの周知②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援 <p>【前橋東部商工会】</p> <ul style="list-style-type: none">①小規模事業者に対する災害リスクの周知②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援 <p>【富士見商工会】</p> <ul style="list-style-type: none">①小規模事業者に対する災害リスクの周知②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援
連携して事業を実施する者の役割
<p>【前橋商工会議所】</p> <p>連携者：東京海上日動火災保険株式会社群馬支店 支店長 三原 二郎 住所 前橋市本町2-13-11 前橋センタービル</p> <p>役 割：①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援</p> <p>効 果：当所や当市の知識不足を補うことが可能であり、小規模事業者に対し普及啓発および専門的知識の伝達が見込まれ、災害リスクに対する予防・減災効果の向上が見込まれる。</p>

【前橋東部商工会】

連携者：ぐんま共済協同組合 前橋支店 支店長 田村 考也

住所 前橋市石倉町4-9-10

役割：①小規模事業者に対する災害リスクの周知

②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ

・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施

③災害時に活用できる保険商品等の案内

【富士見商工会】

連携者：ぐんま共済協同組合 前橋支店 支店長 田村 考也

住所 前橋市石倉町4-9-10

役割：①小規模事業者に対する災害リスクの周知

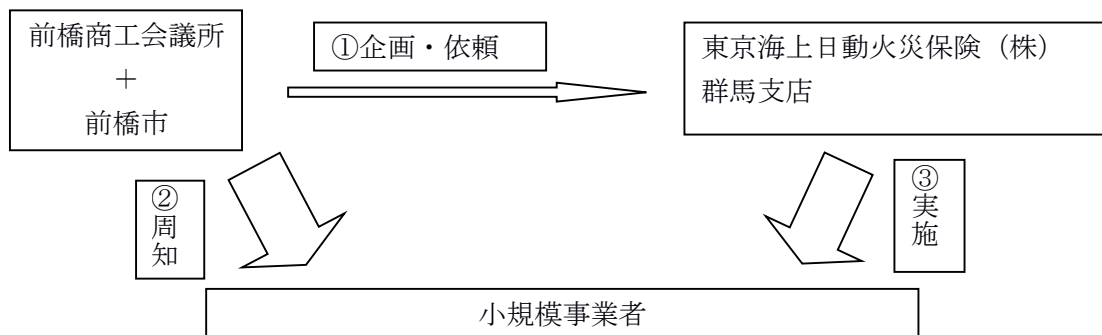
②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ

・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施

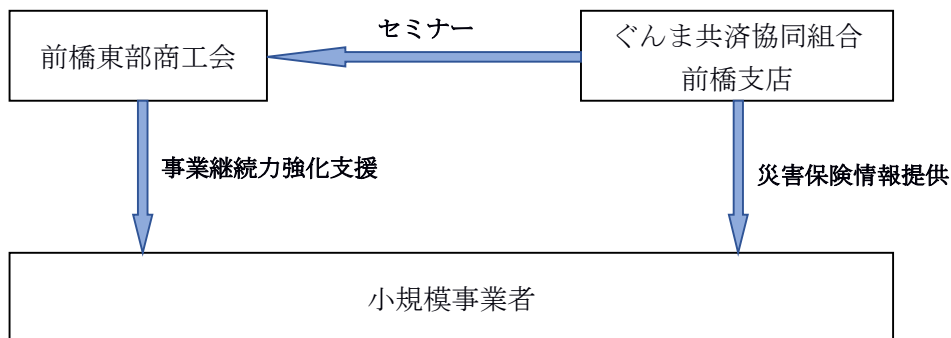
③災害時に活用できる保険商品等の案内

連携体制図等

【前橋商工会議所】



【前橋東部商工会】



【富士見商工会】

